



交通事故でおかかりの患者様へ

当院では整形外科専門医による診断・治療を行っております。

交通事故によるケガは不意に強い外力がかかり受傷するケースが多く、通常の外傷とは異なります。交通事故後はなるべく速やかに医療機関を受診していただき、診断・治療を開始することが大切です。また、必要があればMRIやCTなどの精密検査を提携施設へご案内します。

事故後、保険会社との連携や診断書作成においても医療機関を受診することが重要になります。

■ 当院での対応について ■

- ・接骨院との併用の受診はお断りしております。
- ・保険会社との同意書が確認されるまでは全額自己負担をお願いしております。同意書が確認でき次第全額返金させていただきます。
- ・自賠責保険を使った治療のみお受けしており、健康保険を用いた事故診療は行っておりません。
- ・治療の経過・方針把握の観点から、1ヶ月以上受診をされなかった場合は治療を中止とさせていただきます。
- ・他院からの転院の場合は紹介状が必要になります。
(事故当日の救急病院受診は除く)

■ 治療の流れ ■

1. 事故に遭われた患者様より警察、保険会社に連絡していただく。
2. 保険会社より当院に連絡していただく。
3. 患者様より当院の受診予約をしていただく。

【初診】

当院では初診時に治療費を一旦患者様にご負担いただいておりますが、保険会社より患者様の同意書が届き次第ご返金させていただきます。その後治療費をご負担いただくことはありません。

【検査・診断】

なるべく早く適切に、検査・投薬・治療を行います。必要であればMRIやCTなどの精密検査も行います。診断書につきましては、診断後の作成となります。

【通院加療】

適切な治療内容、経過であることを確認するために初期は頻回に通院いただきますが、加療期間はおおむね3-6ヶ月程度になります。

【終了】

治療により症状が改善し治癒した場合、または、6ヶ月程度適切な治療を行った上でそれ以上改善が見込めない場合（症状固定）、治療終了となります。

明らかに後遺症が見られる場合は、後遺障害診断書を作成いたします。